

第5回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H28. 2. 19（金）】

資料番号	資料のタイトル
	次第、平成27年度活動計画
資料1	平成27年度鳥取市市民自治推進委員会活動報告書（案）
資料2	協働のまちづくりステップアップに向けて

第5回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成28年2月19日(金) 9:30~11:30

場所 市役所本庁舎4階第3会議室

— 次 第 —

1 開 会 9:30

2 あいさつ

3 議事

協議事項

- ①鳥取市市民自治推進委員会報告書の策定についての検討
- ②鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について

4 その他

次回日程 3月 日()

5 閉 会 11:30

平成27年度の活動計画

年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
1回	4/27	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度の市民自治推進委員会の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について
2回	7/1	<ul style="list-style-type: none"> ○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション） ○先進的活動団体との勉強会について（検討）
3回	9/18	<ul style="list-style-type: none"> ○先進的活動団体との勉強会の実施 ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて
4回	11/12	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動表彰被表彰者の審査 ○鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて
5回	2/19	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会活動報告書の策定についての検討 ○鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について
6回	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度の活動の総括 ○委員会活動報告書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討 ○鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて

平成27年度
鳥取市市民自治推進委員会
活動報告書（案）

平成28年3月

鳥取市市民自治推進委員会

鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

目 次

鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

1. はじめに
2. 市民まちづくり提案事業の審査を行って
3. 先進的活動団体と勉強会について
4. 市民活動表彰の審査を行って
5. 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について
6. 平成 28 年度の活動方針

参考資料

1. 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について
【市民活動促進部門】助成事業実績
【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績
2. 鳥取市市民活動表彰制度について
3. まちづくり協議会の活動状況について
4. 市職員研修について
5. 鳥取市市民自治推進委員会について
鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

1 はじめに

鳥取市市民自治推進委員会は、平成 20 年 10 月に施行された鳥取市自治基本条例に基づき設置されている市長の附属機関です。

本委員会では、本市の参画と協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査、審議を行っています。また、市長の諮問に応じて、鳥取市自治基本条例の適切な運用や見直しに関することを審議します。

今期の委員会は、平成 27 年 4 月から 2 年間の任期でスタートし、平成 27 年度は 1 年目の活動となりました。

本報告書は、前期の市民自治推進委員会（任期：H25.4.1～H27.3.31）が平成 27 年 3 月に市長に提出した「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書（以下「意見書」という。）」を踏まえ、当委員会が行ってきた平成 27 年度の活動について報告書としてまとめたものです。

2 市民まちづくり提案事業の審査を行って

市民まちづくり提案事業助成金交付事業は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民活動団体が自ら行う事業に対して助成を行う市民活動促進部門と、地域の課題解決に向けて行政からテーマを提示する行政提案型の協働事業部門があります。

市民活動促進部門の審査については、鳥取市社会福祉協議会会長から委嘱された当委員会委員の 1 名が審査会委員として参画していますが、この関わり方については、疑問に感じます。

市民活動は、福祉のみに留まらず、環境保全、災害救助、観光開発、経済振興、子育て支援、国際協力等、分野が多岐にわたっています。

当委員会において、市民活動表彰や行政提案型事業の審査を行っていることからみても、一体的に審査した方が効率的であると考えますので、今後の検討課題としていただきたいと思います。

行政提案型事業は、各部署がテーマを決めて募集し、鳥取市と協働で行うという流れですが、「すごい！鳥取市」のコンセプトに沿ったものにしていくと良いでしょう。市民が考え、自信を持って意識ある活動ができること、そしてそれを育て、寄り添える行政手腕を期待します。

今年度の申請は、2 団体と寂しいものでした。自治会やまちづくり協議会を対象にした助成は他にもありますので、ボランティア団体や NPO 法人などに、もっと手を上げていただけるよう、書類提出の方法を簡素化するなど、たくさ

んの応募がある敷居の低い仕組みを考えることも必要です。

また、事業は修正を加えながら継続されなければいけません。今回に限らず活動を続けていただけるよう、PDCAの事業報告が必要ではないでしょうか。

3 市民活動表彰の審査を行って

鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった活動団体や個人を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的として、平成20年度に創設されています。当委員会は、その対象者を選考審査し、被表彰候補者を決定するという大変重要な役割を担っています。

選考審査にあたっては、①先駆性・独自性、②発展性、③協働性・連携性、④効果性、⑤継続性の5つの審査基準に基づき、推薦の適否を「適当」または「不適」で選択する方式としています。

当委員会としては、“小さな市民活動にも光を”との市民活動表彰の趣旨を大切にして審査にあたるよう努めました。審査の結果、応募のあった7団体（個人4名と3団体）すべてを市長に被表彰候補者として推薦することを決定しました。

審査する委員の評価は、ほぼ同じようなものでしたが、活動内容が分かりづらいものやこの表彰の趣旨とは異なるように感じる候補もあり、判断に迷うものもありました。推薦書の書き方で受けるインパクトが変わる事は審査の時に考慮しておく必要があると感じます。

滅私奉公で熱心に活動されている方ばかりですが、活動内容によっては、より趣旨に沿った他の表彰を受賞される方が適切ではないかと思われる場合があります。また、活動の励みとなる表彰は大事ですが、その他に励みになる方策も考え、市民にしっかり周知することが活動をしていただける方々の増加と質の向上につながると考えられます。

地域活動は、継続してこそ初めて効果が認められるものですから、審査項目に、例えば活動期間が5年以上といった一定の期間制限を設けるなど、表彰の基準の見直しも必要ではないでしょうか。

この表彰をきっかけに、ボランティア都市鳥取市を謳えるような市民活動がさらに活発となることを期待します。

4 先進的活動団体と勉強会について

本年は、「とっとりふるさと元気塾（以下、「元気塾」とする。）」の活動状況と成果等について、勉強会を開催しました。

「元気塾」を初めて知る委員もあり、幅広い活動内容でしたが分かりやすく丁寧に説明していただき、大変参考になりました。

この「元気塾」では、特産品の開発・販路開拓や地域間交流の促進等に取り組んでいる事例が多く見られました。これらの活動を定着させるためには、収益的な事業として育てていくことが必要ですし、地域におけるリーダーの存在が大きな決め手になります。リーダーの掘り起こしやスキルアップの指導等、長期的な視点での継続性の必要を改めて認識させられました。

「元気塾」での話を受けて、UJI ターンなどで鳥取市在住になられた方を「参画と協働のまちづくりフォーラム」のパネラーに検討するといった具体的な意見も出るなど、とても意義深いものになりました。

評論的なお話を聞くよりも実践活動を通して、地元の香りのする方々の団体の「目からうろこがおちる」ようなお話を聞けることは幸せなことです。鳥取市や鳥取県で積極的に活動している方々はたくさんいらっしゃるので、広く情報提供して、市民の皆さんの活動のきっかけとなれば良いと思います。

5 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について

本市においても、高齢化・核家族化・少子化の進行に併せて、地域の過ごしやすい環境づくりがますます求められてきます。そのことを市民が直視しなければなりません。

現在、地区公民館単位に「まちづくり協議会」が設立され、防災活動、子どもたちによる明るい地域づくり等、具体的な活動が進められています。

市民の参画と協働によるまちづくりを一層推進するためには、各種の地域活動団体や協議会の活動拠点となるよう、地区公民館を“コミュニティセンター”として位置づけていくべきです。そうすることで、自治会や他地区の活動団体、さらには行政との連携強化も図りやすくなるのではないのでしょうか。

また、1本の指示命令系統の確立を図り、館長も名誉職的な配置ではなく、トップとしての報酬もしっかりしたものにするなど、職員配置や指導体制の見直しが急がれます。

また、生涯学習機能については、社会教育法上の制約もありますので、廃止することは困難でしょうが、今日では、民間・公的機関を問わず、さまざまな

施設で広範囲の講座が開かれ、広く市民が活用しています。地区公民館で行っている講座は、整理見直しを行い、指定管理者による運営に任せるのも一つの方法ではないでしょうか。

地域における地区公民館の役割は、年々重要性を増しています。地区公民館を地域コミュニティ活動の拠点として、また鳥取市の出先機関として、防災の拠点として、生涯学習の拠点として配置し、地区経営を行う組織として運営していくことで、誰でも容易く訪れることのできる仕組みをつくり、地区の交流を図ることも良いのではないのでしょうか。引き続き、地区公民館活動の充実と地域住民参加の啓蒙に力を注がれることを望みます。

6 平成 28 年度の活動方針

市民自治推進委員会は、平成 28 年度、次の活動方針を掲げ、取り組みます。

- ① 自治基本条例の周知及び活用を推進すること
- ② 自治基本条例の適切な運用についての調査・審議に関すること
- ③ その他の参画と協働のまちづくりの推進に関する事項についての調査、審議に関すること
- ④ 「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書（仮称）」を策定すること

参考資料一覧

資料番号	資料のタイトル
参考資料 1	市民まちづくり提案事業助成金交付事業について…P7～P10 【市民活動促進部門】 助成事業実績 【協働事業（行政提案型事業）部門】 助成事業実績
参考資料 2	鳥取市市民活動表彰制度について…P11～P12 平成 27 年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者
参考資料 3	まちづくり協議会の活動状況について…P13
参考資料 4	市職員研修について…P14 「協働のまちづくり」職員研修実績
参考資料 5	鳥取市市民自治推進委員会について…P15 鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

1. 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について

<p>交付目的</p>	<p>第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。 (鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱)</p>
<p>定義</p>	<p>第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例(平成15年鳥取市条例第2号)第2条第2号に定める団体をいう。</p>
<p>助成対象事業</p>	<p>第4条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業 (2) 公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業 (3) 協働による地域の課題解決等を図る事業 ア 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 イ 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 ウ 将来性がある事業(将来的な自立につながる事業)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。</p>
<p>助成金交付対象者</p>	<p>第5条 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業を行う市民及び市民活動団体等の各種団体とする。ただし、前条第1号及び第2号に該当する事業の交付対象者は市民活動団体とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象となる者とししないものとする。</p> <p>(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者 (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者 (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者 (4) 助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の交付を受けているとき。 (5) 前条第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に当該事業について本助成金の交付を受けているとき。 (6) 前条第2号に該当する事業を実施する市民活動団体が、当該事業において本助成金の交付を通算して3回を受けているとき。</p>

助成金の算定等	<p>【市民活動促進部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創造的な市民活動事業 過去に本助成金の交付を受けていない設立後3年未満の市民活動団体が企画実施するイベント、研修会等 補助率 10分の10 限度額 10万円 ・公益的な自主事業 設立後1年以上の市民活動団体が実施する公益的な自主事業 補助率 5分の4 限度額 20万円 <p>【協働事業（行政提案型）部門】</p> <p>市と協働することでさらなる効果が期待できる事業で、以下のいずれにも当てはまるソフト事業を対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 (2) 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 (3) 将来性がある事業 <p>補助率 10分の10 限度額 40万円</p>
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

【市民活動促進部門】 助成事業実績

(単位：円)

No.	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	申請金額	交付決定額
1	創造的な市民活動事業	鳥取コミュニティシネマ	映画「ペコロスの母に会いに行く」上映会	県内では上映予定のない映画「ペコロスの母に会いに行く」を上映し、都会との上映本数格差の是正に取り組むとともに、介護や認知症についての理解を深める。	221,000	100,000	100,000
2		認知症の方と家族を支える オレンジカフェめぐむ	認知症の方と家族を支えるカフェ立上げ事業	認知症の方と家族、地域住民、専門職などの誰もが気軽に立ち寄り、お茶などを楽しみながら相談や介護などの情報交換できるカフェを開設する。	110,000	100,000	100,000
3	公益的な自主事業	鳥取おやこ劇場	おやこで楽しむ和太鼓&熊手おどりワークショップ	和太鼓奏者による和太鼓演奏の指導と、熊手踊りの指導を親子で直接受けることのできる体験会を実施することで、子どもたちの自主性や主体性を伸ばし、また親子の絆を深める。	499,960	200,000	200,000

4		喘息患者会「いなば会」	第23回喘息デー「喘息治療講演会」	講師を招聘し、県内外のぜんそく患者や家族、一般市民の参加のもと講演会を実施する。気管支喘息に対する正しい知識を普及することで、喘息患者の喘息死を予防し、生活の質を向上させる。	200,000	160,000	75,000
5		鳥取カレーちゃんぽん連盟	「スゴイ！鳥取市のあんかけちゃんぽん」プロジェクト	半世紀にわたり愛され続ける「あんかけちゃんぽん」、そしてその進化系「鳥取カレーちゃんぽん」の食べられる店舗を中心に“鳥取市のちゃんぽん文化”を紹介するリーフレットを作成し、市民へ向けて幅広く情報提供し、鳥取市民に鳥取市での食の楽しさを提供する。	259,000	200,000	94,000
6	公益的な自主事業	鳥取式屋台楽宴実行委員会	トットリ式屋台楽宴プロジェクト 2015秋の用瀬めぐり 一きむらとしろう じんじん「野点」 2015 in 用瀬 +いろいろ屋台の宴—	さまざまな世代の市民、学生、アーティストが用瀬に集まり、各自が考える「魅力的な何か」を実体化した創作屋台を披露し、訪れた市民との交流、そして用瀬に潜在する魅力の再発見につながるような「屋台イベント」を開催する。	285,500	200,000	200,000
7		アモーレ鳥取ボヌッチの会	鳥取とイタリアの音楽交流の軌跡	イタリアの著名なバイオリニストとの鳥取での交流の軌跡をパネル展示するとともに、解説付きのフィルムコンサートを行う。イタリアの文化・音楽に触れることで、イタリアとの交流の輪を広げていく。	124,465	99,000	99,000
8		鳥取県東部手話サークル連絡協議会	手話漫才ぷ〜&み〜公演会	手話漫才など気軽に楽しめるお笑いを通して、広く市民に手話と触れ合ってもらい、手話の普及と聴覚障がい者理解の促進を目指す。	180,330	132,000	132,000

【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績

（単位：円）

No.	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	リノベーションまちづくりお昼間企画プロジェクト	リノベーションスクールお昼間イベント事業	鳥取市主催の「リノベーションスクール」の開催に併せ、女性や子ども連れが参加しやすいイベントや会場の環境整備を行うことにより、鳥取市の進める「リノベーションまちづくり」への多世代の参加、関心を高める。	470,000	400,000
2	用瀬町エコツアーリズム連絡会	流しびなの里をめぐるエコツアーリズムの推進	用瀬の地理的特性や自然環境、歴史的文化遺産などを活用した地域活性化を図るため、エコツアーリズムガイドマップ作成、ガイド技術講座の開催、地域観光資源パトロール活動、登山道の整備等を行う。	430,000	400,000

2. 鳥取市市民活動表彰制度について

目 的	第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。
定 義	第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。
表彰対象	第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。
選 定	第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。）第28条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

「鳥取市市民活動表彰要綱」抜粋

平成27年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者

	被表彰者	活動内容
1	徳橋 勝治	<p>新的場町内会の発足時から現在まで町内会長や役員を歴任し、地域活動に尽力している。</p> <p>公園や通学路など地域の公共的な場の美化活動に主体的に取り組みされており、特に新的場公園愛護会では中心的存在として活動している。子ども達の登下校時には交通・防犯指導にあたっている。高齢者や町内への転入者についても積極的に声掛けを行い、町内のコミュニティの推進を図っている。</p>
2	佐治町の文化遺産を大切に する会（熊野 会）	<p>平成20年から中央公民館と「ふるさと歴史講座」を共催している。佐治町内の史跡、文化財、隠れた文化遺産等について学習を深めるとともに、清掃活動やボランティアガイド、資料作成、広報活動等を行い、佐治町内の貴重な文化遺産の保全に努め、後世に引き継ぐことを目的に活動している。</p> <p>市内小・中学校への体験学習や、人権福祉センターの交流学習や、他地区公民館との交流事業にも取り組んでいる。</p>
3	星見 邦彦	<p>平成22年に豊実地区グラウンドを芝生化して以降、週2回の芝刈りを行い、肥料まき、冬芝の種まきを時期を見計らって行っている。グラウンドが保育園児の遊び場や地区・外部団体の活動などさまざまに利用されるなか、芝が枯れることなくきれいな芝グラウンドを維持している。</p> <p>この他、地区公民館やバス停など地域の公共的な場の美化活動に積極的に取り組んでいる。また、平成25年より交通安全指導員として子どもたちの見守りを実施している。</p>

4	渡邊 喜代志	<p>平成22年に豊実地区グラウンドを芝生化して以降、週2回の芝刈りを行い、肥料まき、冬芝の種まきを時期を見計らって行っている。グラウンドが保育園児の遊び場や地区・外部団体の活動など様々に利用されるなか、芝が枯れることなくきれいな芝グラウンドを維持している。</p> <p>この他、地区公民館やバス停など地域の公共的な場の美化活動に積極的に取り組んでいる。また、平成23年より地区社会福祉協議会の会長として活動している。</p>
5	濱出 清美	<p>平成8年から小学校のバレーボール部を、週3日、各2時間にわたって熱心に指導している。部員数は少ないが、熱心な指導と部員の地道な努力により中国大会・全国大会への出場など好成績を上げている。</p> <p>近年では指導を受けた生徒たちが中学生、高校生、社会人になった後も、練習場に足を運び、小学生への指導を通して交流を続けている。バレーを通じて学年・世代を越えた交流が続けられている。</p>
6	ふしぎなポケット	<p>平成17年から用瀬町内に住むお母さん達7名で発足し、パネルシアター、ブラックシアター、手遊び、手話と歌、影絵などを、子ども達に届けている。毎年開催される「流しびなの館で童謡をうたう会」に連続10回参加し、伝えていきたい歌や遊びを共有できるように活動している。</p> <p>保育園、地区公民館、福祉行事にも参加し、子ども達の地域での健やかな成長を支援している。</p>
7	湖山池応援団	<p>平成15年から「湖山池を自分たちの手で美しく」をテーマに、湖山池沿岸の清掃活動、環境美化活動に主体的に取り組んでいる。平成26年に湖山池アダプトプログラムが発足し、17団体が加盟して清掃活動を行っているが、この中でも湖山池応援団が最も活発に活動しており、清掃活動はほぼ毎日といってもよいくらいに取り組んでいる。</p> <p>また、これまでの活動の中で、町内会や鳥取大学と連携しビオトープを造成するなどの活動も行っている。</p>

3. まちづくり協議会の活動状況について（平成28年1月末時点）

地区名	1. まちづくり協議会の設置状況等 （鳥取地域）			地域	地区名	2. まちづくり協議会の設置状況等 （新市域）		
	設立済	協議会設立 年月日	計画 作成			設立済	協議会設立 年月日	計画 作成
久松	○	H21. 6. 19	●	国府町	大茅	○	H21. 4. 18	
遷喬	○	H21. 9. 29	●		成器	○	H20. 11. 28	●
城北	○	H21. 1. 23	●		谷	○	H21. 3. 14	●
浜坂	○	H21. 2. 27	●		宮下	○	H20. 12. 18	●
中ノ郷	○	H21. 1. 22	●		あおば	○	H21. 1. 25	●
醇風	○	H21. 3. 27	●	福部	福部	○	H20. 11. 26	●
修立	○	H22. 3. 6	●	河原町	河原	○	H21. 11. 16	●
日進	○	H21. 5. 21	●		国英	○	H21. 9. 29	●
富桑	○	H21. 3. 17	●		八上	○	H22. 3. 14	●
明德	○	H21. 8. 24	●		散岐	○	H21. 3. 25	●
美保	○	H21. 3. 25	●		西郷	○	H21. 12. 6	●
美保南	○	H20. 12. 13	●	用瀬町	用瀬	○	H21. 3. 24	●
稲葉山	○	H21. 11. 17	●		大村	○	H21. 3. 7	●
岩倉	○	H20. 12. 12	●		社	○	H22. 3. 20	●
倉田	○	H21. 1. 19	●	佐治	佐治	○	H21. 2. 8	●
面影	○	H21. 2. 1	●	気高町	瑞穂	○	H20. 12. 20	●
津ノ井	○	H21. 2. 20	●		宝木	○	H20. 11. 19	●
若葉台	○	H20. 4. 27	●		逢坂	○	H21. 2. 5	●
米里	○	H21. 2. 22	●		浜村	○	H21. 5. 14	●
神戸	○	H21. 3. 24	●		酒津	○	H22. 4. 24	●
大和	○	H20. 11. 29	●	鹿野町	鹿野	○	H21. 3. 1	●
美穂	○	H21. 6. 27	●		勝谷	○	H21. 2. 7	●
東郷	○	H21. 3. 15	●		小鷲河	○	H21. 3. 26	●
大正	○	H21. 5. 9	●	青谷町	日置	○	H20. 11. 25	●
豊実	○	H20. 12. 20	●		日置谷	○	H20. 12. 7	●
明治	○	H21. 1. 24	●		勝部	○	H21. 1. 20	●
松保	○	H21. 5. 14	●		中郷	○	H20. 10. 18	●
湖南	○	H21. 5. 8	●		青谷	○	H20. 12. 25	●
未恒	○	H20. 8. 30	●	計	28		27	
湖山	○	H21. 10. 28	●	合計	61		60	
湖山西	○	H20. 11. 9	●	●支援宣言実施済 60地区 ○計画策定報告有 60地区				
賀露	○	H21. 9. 13	●					
千代水	○	H20. 11. 28	●					
計	33		33					

4. 市職員研修について

人材育成基本方針に掲げるめざす職員像「新たな価値を創造する職員」「行政経営感覚をもつ職員」「チャレンジする職員」「市民と協働する職員」「自己を磨く職員」に基づき、協働意識をもって新しい時代の市政運営を推進するため、次のとおり協働のまちづくり研修を実施します。

市民と協働する職員

〇市民との対話をとおして住民ニーズを的確にとらえるとともに、業務遂行にあたっては市民へ情報を積極的に提供しながら、パートナーシップによるまちづくりを推進することのできる職員を育成します。

引用：「鳥取市人材育成基本方針」

1 目的

本市では、「市民と行政との協働によるまちづくり」を推進するため、平成20年度の「協働のまちづくり元年」から継続して各種の取り組みを積極的に進めています。

また、「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づき、本市の協働のまちづくりの取り組み、考え方等について職員研修を実施し、協働意識の醸成を図るとともに、各種施策へ有効に活用させる力を身につけることを目的とします。

2 対象者

コミュニティ支援チームで活躍している主任級職員を対象に実施します。

（平成22年度は全職員、平成23年度は係長級職員、平成24年度は主任級職員、平成25年度は主事級職員、平成26年度は係長職員を対象とした研修を実施しています。）

3 内容

協働のまちづくりのさらなる展開に向けて、本研修により地域の活性化、元気な地域づくりを学ぶとともに、市民活動団体の活動を知り、リーダー養成、地域の活性化を意識しながら業務に取り組んでいくことを目指します。

研修1 鳥取市中山間地域人材養成事業「とっとりふるさと元気塾」

全市域対象公開講座（成果報告発表会）：2月11日（木：祝日）

《自由参加》

今年度塾生が取組んだ成果や実績の発表を聞き、地域での新しい活動や新たな特産を生み出そうとしている動きを学ぶことで、今後の支援チーム、また住民の一人として地域活動を行う上での参考としていただくことを目的とします。

研修2 元気な地域をつくるために 一まちづくりと地の活性化一

：2月16日（火）

鳥取市（担当：地域振興監地域振興課）が事業として行っている『とっとりふるさと元気塾』の受託者である 合同会社 コミュニティデザイン工房 代表 藤原一輝 氏を講師に、市内各地域で取り組まれている団体の活動状況を知り、リーダー養成、地域の活性化のために、行政と市民活動団体等が協働して取り組むまちづくりについて研修します。

5. 鳥取市市民自治推進委員会について

鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

(1) 委員長・副委員長

委員長 福島 猛夫

副委員長 佐々木ちゑ子

(2) 委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験のある者 (2人)	佐藤 匡	鳥取大学地域学部講師
	上田 雅稔	弁護士
民間団体に属する者 (4人)	下澤 理如	鳥取市自治連合会監事
	福島 猛夫	鳥取県日台親善協会所属、鳥取県モンゴル中央県親善協会所属
	佐々木ちゑ子	鳥取市連合婦人会会長
	吉岡 諄美	鳥取市若者会議メンバー
	高濱 信浩	「I LOVE あおや37メンバーズ」代表
公募による者 (3人)	有田 裕	
	景下 明美	
	平尾 司砂	

(3) 開催実績

年度	回	開催日	主な協議内容
平成27年度 (6回開催)	第1回	平成27年4月27日	委嘱状の交付、委員長の選出、今年度の活動計画 市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)審査会委員の選出について
	第2回	平成27年7月1日	市民まちづくり提案事業(協働事業部門(行政提案型事業))交付申請団体の審査 先進的活動団体との勉強会について
	第3回	平成27年9月18日	先進的活動団体との勉強会 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
	第4回	平成27年11月12日	市民活動表彰被表彰者の審査 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定 および地区公民館の活用の基本方針と策定について 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
	第5回	平成28年2月19日	委員会報告書の策定の検討 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定 および地区公民館の活用の基本方針と策定について
	第6回	平成28年3月	来年度活動方針、計画等の検討 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定 および地区公民館の活用の基本方針と策定について 委員会報告書の提出

